

第2編

除染等の措置に係る ガイドライン

平成23年12月 第1版

第 2 編

除染等の措置に係る ガイドライン

- I. 基本的な考え方
- II. 建物など工作物の除染等の措置
- III. 道路の除染等の措置
- IV. 土壌の除染等の措置
- V. 草木の除染等の措置
- VI. その他

除染等の措置に係るガイドライン

目 次

I. 基本的な考え方	2-4
1. 本ガイドラインの位置づけ.....	2-4
2. 除染等の措置に当たって重要な点.....	2-6
II. 建物など工作物の除染等の措置.....	2-8
1. 準備	2-8
(1) 作業に伴う公衆の被ばくの低減のための措置.....	2-8
(2) 用具類	2-9
2. 事前測定	2-10
(1) 測定点の決定.....	2-10
(2) 測定の方法.....	2-12
3. 除染方法	2-17
(1) 屋根等の除染（主に落葉等の除去、洗浄）	2-18
(2) 雨樋・側溝等の除染（主に落葉等の除去や洗浄）	2-21
(3) 外壁の除染（主に洗浄）	2-25
(4) 庭等の除染（主に草刈り、下草等の除去、土壌により覆うこと、表土の削り取り）	2-28
(5) 柵・塀、ベンチや遊具等の除染（主に洗浄）	2-31
4. 事後測定と記録	2-34
III. 道路の除染等の措置.....	2-35
1. 準備	2-35
(1) 作業に伴う公衆の被ばくの低減のための措置.....	2-35
(2) 用具類	2-36
2. 事前測定	2-37
(1) 測定点の決定.....	2-37
(2) 測定の方法.....	2-38
3. 除染方法	2-41
(1) 道脇や側溝の除染（草刈り又は汚泥、落葉等の除去、洗浄）	2-43
(2) 舗装面等の除染（主に洗浄）	2-46
(3) 未舗装の道路等の除染（主に草刈り、汚泥等の除去、土壌により覆うこと、表土の削り取り）	2-49

4. 事後測定と記録	2-53
IV. 土壌の除染等の措置.....	2-54
1. 準備	2-54
(1) 作業に伴う公衆の被ばくの低減のための措置.....	2-54
(2) 用具類	2-55
2. 事前測定	2-56
(1) 測定点の決定.....	2-56
(2) 測定の方法.....	2-60
3. 除染方法	2-63
(1) 校庭や園庭、公園の土壌の除染（土壌により覆うこと、表土の削り取り）	2-64
(2) 農用地の除染（深耕、土壌により覆うこと、表土の削り取り）	2-69
4. 事後測定と記録	2-72
V. 草木の除染等の措置.....	2-74
1. 準備	2-74
(1) 作業に伴う公衆の被ばくの低減のための措置.....	2-74
(2) 用具類	2-75
2. 事前測定	2-75
(1) 測定点の決定.....	2-76
(2) 測定の方法.....	2-78
3. 除染方法	2-80
(1) 芝地の除染（草刈り、表土の削り取り）	2-80
(2) 街路樹など生活圏の樹木の除染（主に落葉の除去、樹木の剪定）	2-82
(3) 森林の除染（主に落葉、枝葉等の除去、立木の刈り込み）	2-84
4. 事後測定と記録	2-87
VI. その他	2-89
(1) 河床の堆積物の除染等の措置.....	2-89
文末脚注	2-90
参考資料	2-93

VI. その他

(1) 河床の堆積物の除染等の措置

風雨によって河川に流れ込んだ放射性セシウムは、河床の堆積物に蓄積している可能性があります。

ただし、平成 23 年 5 月から 9 月に実施された調査では、河川の水から放射性物質はほぼ不検出であり^{*16}、仮に河床に放射性物質が沈着していたとしても、河川水による遮へい効果も考慮すれば、住民の被ばく線量への影響も限定的だと考えられます。

また、河川については、洪水などの自然現象により、河床の状況が変化するなどの特性があり、また、河川での除染作業を実施する際には下流域などへの影響も考慮する必要があります。

河床の堆積物の扱いについては、こうしたことを考慮し、定期的にモニタリングを行いつつ、Ⅱ～Ⅴ章で示した除染作業が一定程度進展した後に実施を検討することが適当です。また、今後行われる河床の汚染に係るモニタリングや、様々な事業における河床の堆積物除去に関する知見の蓄積を踏まえ、本項を改訂します。